

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成22年度
条 例 名	港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例		
条 例 番 号	平成 17 年神奈川県条例第13号	法 規 集	第11編第 5 章
所 管 部 局 室 課	県土整備局河川下水道部砂防海岸課		
条 例 の 概 要	県が管理する港湾の臨港地区内の構築物に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	港湾法において、港湾の臨港地区内に指定した分区の区域内における規制対象となる構築物は条例で定めることとされている。 港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るためには、港湾の臨港地区に分区を指定し、分区内の一定の構築物の建設等を制限する必要があるため、本条例は必要な条例である。	分区… 臨港地区内の土地利用を計画的に誘導して、港湾機能の維持保全を図るため、港湾管理者が、臨港地区内に目的に応じて指定することができる区域
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	湘南港、葉山港、大磯港及び真鶴港の臨港地区内を分区指定し一定の構築物の建築等を制限することにより、これらの臨港地区内の土地利用が計画的に行われ、港湾がヨット競技の拠点として、大規模地震発生時の緊急物資受入港として、県外から移入されるコンクリート用骨材の陸揚げ施設、まちづくりの拠点、また、漁港としての役割をもつ施設として整備されていることから、この条例は有効に機能している。	湘南港、葉山港、大磯港及び真鶴港の臨港地区を、商港区、漁港区、マリーナ港区に分区指定している。
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例の規定の内容は、港湾機能の維持保全に必要な最小限の内容となっており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	港湾の秩序ある整備と適正な運営を目的とするものであり、みなとの資産を生かし地域を活性化するみなとまちづくりの推進を掲げた神奈川力構想の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	港湾法に基づき必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見直し結果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では、改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成27年度	見直し規定の有無	有 ・ 無